様式第11-2号

年　月　日

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
（北海道農政事務所長／内閣府沖縄総合事務局長）
殿

認定方針作成者
農業者
住　所
氏　名
電　話

「○年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第7の2の（2）の規定に基づく加工用米等生産出荷数量及び水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組数量について、以下のとおり報告します。

記

（用途：　　）

農業者名等		生産出荷数量報告																		水田活用の直接支払交付金に係る数量報告										
										出荷契約数量及び販売契約数量の変更　※2				変更後出荷契約等数量	うち、多収品種等を種子用として自家採取した場合の数量	出荷（売渡）数量	調整理由（⑧との差が生じている理由）	WCSのロールサイズ等	稲わらの利用状況	数量の確認方法　※7			適合品位に相当する数量					農産物検査をもみで受検した場合又は農産物検査によらない方法でもみを確認した場合は「1」を記入	主食用米の出荷及び生産状況　※10	
氏名又は名称	農業者コード	種類	品種	多収	当初出荷契約等数量	単収	生産面積	管理方式	販売契約における態様	A：作柄変動が生じた場合	B：自然災害等その他不可抗力の要因により減収		C：区分管理方式の場合							農産物検査を受検して確認	農産物検査によらない方法で確認	なし		うち、ふるい上の数量（飼料用米のみ）	うち、ふるい下の数量（飼料用米のみ）	算出に用いた値の根拠			出荷数量	生産面積
										補正率	全ての水稲作付面積	減収量	収穫量																	
					（玄米kg）①	（kg/10a）②	（㎡）③			④	（㎡）⑤	（kg）⑥	（玄米kg）⑦	（玄米kg）⑧	（玄米kg）⑨	（玄米kg）⑩		⑪	⑫				（実kg）⑬						（玄米kg）	（㎡）
※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1					※3		※4		※5	※6				※8	※9	※9					
																										□1.70mm以上のふるいを使用 □農林水産統計による公表値を使用				
																										□1.70mm以上のふるいを使用 □農林水産統計による公表値を使用				
計	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—							—	—	—				—	—			

（※1）需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙様式第3－1号の加工用米等取組計画書若しくは別紙様式第6－1号の加工用米等出荷契約数量等農業者別一覧表と整合すること。

（※2）販売契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等その他不可抗力の要因により減収した場合の変更を行う場合にあっては、
全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。

（※3）変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①－③/⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。

（※4）⑧の変更後出荷契約等数量うち適合品位に相当する数量を記入すること。なお、米粉用の1.7㎜ふるい下の数量や30kg換算を行う場合の切り捨て数量等、⑧の数量との差が生じている理由等を「調整理由」欄に記載すること。（例：ふるい下米○kgを飼料用に販売、30kg調整により○kgを飼料用に販売）

（※5）WCS用稲に取組んだ場合、生産・出荷したWCSのロールの大まかなサイズ、重量を記入する（例：直径○cm×厚さ○cm、1ロール当たり○kg）。複数のサイズに取り組む場合は、サイズ別に記載する。

（※6）①畜産利用（自家利用以外）、②畜産利用（自家利用）、③すき込み、④その他のいずれかを番号で記入する。

（※7）該当する欄に○を記入すること。

（※8）⑩の出荷数量と同数とし、農産物検査結果通知書等の登録検査機関が発行した検査結果の分かる書類の写しを添付すること。
適合品位に相当すると認められるものを記載する場合にあっては、確認者による数量証明書を添付する。

（※9）ふるい上の数量については、実際に飼料用米をふるいにかけない場合は、農林水産統計の当年産水稲の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70㎜ふるい目）を収穫量に乗じて算出すること（小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下切り上げ）。
また、ふるい下の数量については、ふるい上の数量を収穫量（適合品位に相当する数量）から控除すること。

（※10）当年産で主食用米の生産も行っている場合、主食用米の出荷数量及び生産面積を記載する。なお、主食用米の生産面積は、営農計画書における主食用水稲の作付面積（換算値）の値を記載する。

（注1）認定方針作成者にあっては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。

（注2）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

（注3）WCS用稲、青刈り稲等については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

（注4）「籾」で出荷した場合は、出荷数量に0.8を乗じて玄米換算すること。